(スペイン刑事訴訟法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎 このページの上位ページは、http://www.kokansihoo.com/procesopenal.html です。 (令和5年12月作成)

(第2編)

第6章 呼出し、逮捕および仮拘禁

第1節 呼出し

第486条 罰せられるべき行為の責めを負わされる者は、法律に別段の定めがある場合を除き、または、その後にその者の逮捕に進む場合を除き、単に聴取のためだけに呼び出されなければならない。

第487条 前条の規定に従って呼出しを受けた者が出頭しない場合、または、出頭 を妨げる正当理由を証明しない場合には、出頭命令は逮捕命令に変換し得る。

第488条 刑事訴訟事件の予審手続きの間、予審裁判官は、有罪の根拠あるなんらかの徴候があるために聴取することが便宜な者たちに出頭するよう命令できる。

第2節 逮捕

第 489 条 スペイン人または外国人は、法律が定める場合および方法による場合を 除き、逮捕されることはない。

第 490 条 次の者を誰でも逮捕できる:

- 1. 犯罪を犯す意図を持つ者、それを犯そうとするときに。
- 2. 現行犯。
- 3. 刑期を全うしている刑事施設から逃走した者。
- 4. 確定判決で科せられた刑罰を履行しなければならない刑事施設または場所への移送を待機していた拘置所から逃走した者。
- 5. 前号の施設や場所に連行される際に逃走した者。
- 6. 係属中の訴訟事件により拘留中または在監中に逃走した者。
- 7. 不出廷の被告人または(不出廷の)有罪判決を受けた者。

第491条 他人を逮捕する私人は、相手の要求があれば、その逮捕された者が前条のいずれかのケースに該当すると信じるに足る合理的な根拠に基づいて行動したことを証明する。

第492条 当局または司法警察官は、次の者を逮捕する義務がある:

1. 第490条のケースのいずれかに該当する者。

2. 法により懲戒禁固刑(*prisión correccional)以上の刑が科される犯罪で訴追されている者。

(訳者注: prisión correccional (懲戒禁固刑) とは、刑法の分類に従って、犯罪と評価される違反によって処罰される6日から2年の禁固刑である、他の付帯的刑を伴うことができる。)

3. (上記)より軽い刑の犯罪で訴追されている者、その経歴や行為の状況から司法当局の呼出しに応じないことが示唆される場合。

当局または逮捕しようとする司法警察官の判断で、管轄裁判官または裁判所が呼び 出すときに出頭するだろうと合理的に想定するのに十分である保証を即座に提供す る被疑者は、前段の規定から除外される。

2. まだ起訴されていないが、次の2つの状況が発生する、前号のケースに該当する者: (1) 当局または司法警察官が、犯罪の性格を有する事実の存在を信じる相当な合理的理由がある。(2) 逮捕しようとしている者がそれに加担したと信じる相当な理由がある。

第493条 当局または司法警察官は、前条のどのケースにも該当しないために逮捕 しない被疑者または犯罪者の名前、姓、住所およびその他の相当な状況を、その人 身の確認および特定するために、記録する。

この記録は、事件を審理する、または、審理すべき裁判官または裁判所に適時に届けられる。

第494条 当該裁判官または裁判所は、また、予防拘禁の方途で、第492条に該当する者の逮捕を当局および司法警察官と取り決める(???)。

第495条 単純な軽罪については、容疑者が知れたる住所を有しなく、かつ、相当な保証を与えない場合でないと、逮捕しようとする当局または司法警察官の判断では、逮捕できない。

第496条 前数条の規定により、ある者を逮捕した私人、当局または司法警察官は、逮捕に続く24時間以内にその者を釈放するか、逮捕場所に最も近い裁判官に引き渡さなければならない。

引渡しが遅れた場合で、遅延が24時間を超えた場合、刑法が規定する責任に陥る。

第497条 引渡し先の裁判官または裁判所がその訴訟事件に適切な裁判官または裁判所であり、また、逮捕が、第490条の第1号、第2号および第6号の規定に従って行われた場合、また、第7号の被告人に言及している場合、並びに、第492条の第2号、第3号および第4号に基づく場合、逮捕者が引き渡されてから72時間の期間内に、逮捕を拘禁に引き上げるか、または、取り消す。

裁判官または裁判所は、自らが逮捕を取り決めた者に対しても、同じ期間内に同様

の措置を講じる。

第498条 逮捕された者が、第490条第6号および第7号の最初のケースの規定、また、第492条第2号および第3号の規定により、訴訟事件を審理する裁判官または裁判所以外の裁判官に引き渡された場合、その裁判官は、逮捕した者、その住所、その他その者を見つける、また、特定するのに相当な状況、その者が陳述した逮捕理由、逮捕された者の氏名、姓名、状況などを記載した裁判所記録を作成する。

この裁判所記録には、裁判官、裁判所書記官、逮捕した者およびその他の参集者全員が署名する。署名しない者のために2人の証人が署名する。

その直後にこれらの記録および逮捕された者は、訴訟事件を審理する裁判官または裁判所に送られる。

第499条 第490条の第1号および第2号並びに第492条第4号に該当することにより逮捕された場合は、引渡しを受けた予審裁判官は最初の手続き(primeras diligencias:前掲)を実行し、必要に応じて、第497条に示された期間内に、逮捕を拘禁に引き上げるか、釈放する。

これが完了すると、その裁判官が管轄(予審)裁判官でない場合は、裁判所記録と被拘禁者(いる場合)はその管轄(予審)裁判官に送付される。

第500条 第490条第3号、第4号および第5号の理由により、また、同条第7号の有罪判決を受けた者に該当して逮捕された場合、引き渡された(予審)裁判官または逮捕を取り決めた(予審)裁判官は、その(被逮捕)者が直ちにその者の刑期を履行すべき施設または場所に送られるよう処置する。

第501条 逮捕を拘禁に引き上げる、または、逮捕を取り消す決定は、検察庁に通知され、私人訴追人に(いる場合)、また、被疑者にも通知される。被疑者には口頭または書面で決定変更を請求する権利も教示される、その(権利の)教示は通知に記載される。

第3節 仮拘禁

第502条 ① 予審裁判官または(予審)上級裁判官、最初の手続きを講じる(一人制裁判所)裁判官、同じく(一人制裁判所)刑事裁判官または訴訟を審理する(合議制)裁判所は、仮拘禁(prisión provisional)を命令できる。

- ② 仮拘禁は、次数条の規定に従い客観的に必要である場合、かつ、仮拘禁と同じ目的を達成できる自由への権利にとってより軽い他の措置がない場合にのみ採用される。
- ③ 裁判官または裁判所は、仮拘禁を命じる場合、その者の状況と(犯罪)行為の対象事実の状況、および、科される可能性がある刑の実体を考慮して、その措置が被捜査者または被疑者(encausado)に与える影響に留意する。

④ 行われた捜査の結果、行為が犯罪を構成しない、または、正当な理由があって 行われたと合理的に推定される場合には、仮拘禁は決して命じられない。

(本条の最終改訂。2015年)

第503条 ① 仮拘禁は、以下の要件が存在する場合にのみ命令できる:

1. 刑事訴訟事件において、最高で禁固2年以上の刑で罰せられる犯罪の性格を有する1つまたは複数の行為が存在する場合、または、それよりも短い自由剥奪刑で罰せられる場合で、被捜査者または被疑者が、現在も抹消されていない、また、抹消されない計画的犯罪による有罪判決に由来する犯罪歴を有している場合。

責めを負わされる行為が複数である場合、刑法第1編第3章第2節第2款のaの規定に従って、刑罰の適用について特別規則に規定されているものに従う。

- 2. 刑事訴訟事件において、入獄の決定が下されるべき者に犯罪の刑事責任があると信じるに足る相当な理由が現れる場合。
- 3. 仮拘禁を通して、以下の目的のなんらかを得る場合:
- a) 逃亡リスクの想定が合理的である場合、被捜査者または被疑者の訴訟手続きへの出頭を確保するため。

そのようなリスクが存在するかどうかを評価するには、(犯罪) 行為の性質、被捜査者または被疑者に科される可能性のある刑罰の重さ、その者の家族、仕事および経済状況、並びに、本法第4編第3章に規定される迅速な訴訟について手続きを開始することが適切な場合に口頭審理裁判の開催の急迫さが、考慮される。

訴訟行為の背景に鑑みて、過去2年間にいずれかの司法機関から少なくとも2回の召喚・捜索請求が被捜査者に対して発行された場合には、この理由により被捜査者の仮拘禁を取り決めることができる。このような場合、本項第1号に規定された量刑に関する制限は適用されない。

b) 根拠ある特定のリスクがある場合で、訴訟手続きに関連する証拠源の隠蔽、改 ざんまたは破壊を回避するため。

弁護を受ける権利の行使、または、捜査の過程において被捜査者または被疑者の協力の欠如からのみそのようなリスクが推測される場合、この理由に基づいて仮拘禁は命令されない。

このリスクの存在の評価には、被捜査者または被疑者が自らまたは第三者を通じて 証拠源にアクセスする能力が、あるいは、他の被捜査者または被疑者、証人、専門 家またはそれらになる可能性のある者たちに影響を与える能力が考慮される。

- c) 被捜査者または被疑者が被害者の法益を侵害することを防止するため。特に被害者が刑法第173条第2項で言及される者の一人である場合。このような場合、本項の第1号に規定される量刑に関する制限は適用されない。
- ② 仮拘禁は、前項第1号および第2号に規定する要件が発生した場合にも、被捜査者または被疑者が他の犯罪行為を行う危険を防止するために命ずることができる。 そのようなリスクの存在を評価するには、行為の状況および犯される可能性のある犯罪の重大さが考慮される。

仮拘禁を、責めを負わせる犯罪行為が故意であるときにのみ、この理由により取り 決めることができる。それにもかかわらず、前項第1号に規定される(量刑)制限 は、被捜査者または被疑者の前歴から、および、司法警察によって提供される、ま たは、(犯罪)行為から生じるその他のデータまたは状況から、被捜査者または被疑 者が犯罪を犯すために他人と共謀して組織的な方法で行動していること、または、 常習的にその犯罪活動を実施していることが合理的に推論される場合には適用され ない。

(本条の最終改訂。2015年)

第504条 ① 仮拘禁は、前条に規定される目的のいずれかを達成するために不可欠である期間、かつ、その採用を正当化する原因が依然として存在する限り継続する。

② 前条第1項第3号のa)またはc)、または、前条第2項の規定により仮拘禁が取り決められた場合、その犯罪が3年以下の自由剥奪刑に処せられる場合には、その期間は1年を超えることができない。3年を超える自由剥奪刑に処せられる場合は2年となる。しかしながら、これらの期間内に訴訟事件を審理できない可能性が高い状況が発生した場合、裁判官または裁判所は、第505条に規定される条件で、決定を通して、その犯罪が3年を超える自由剥奪刑に処せられる場合には、最長2年間の1回の延長を取り決めることができる。3年以下の自由剥奪刑に処せられる場合には6か月までとなる。

被捜査者または被疑者が有罪判決を受けた場合で、その判決に不服申し立てされたときは、仮拘禁は判決で実質的に科された量刑の最大半分まで延長され得る。

③ 前条第1項第3号のb)の規定により仮拘禁が取り決められた場合、その期間は6月を超えてはならない。

それにもかかわらず、面会禁止拘禁または予審の守秘が命令された場合、前段に定められた期限前に面会禁止または守秘が解除された場合には、裁判官または裁判所は仮拘禁の前提の存続に理由を与えなければならない。

- ④ 仮拘禁の最長期間の満了による釈放は、被捜査者または被疑者が正当な理由なく裁判官または裁判所の呼出しに出頭しない場合には、仮拘禁を取り決めることを妨げない。
- ⑤ 本条に定める期間の計算には、被捜査者または被疑者が同じ訴訟で勾留されていた、または、仮拘禁に服していた時間が考慮される。

ただし、かかる計算から、司法機関に責めを負わせられない遅延によって生じた時間は除かれる。

⑥ 取り決められた仮拘禁がその最長期間の3分の2を超えるとき、訴訟を審理する裁判官または裁判所および検察官は、それぞれこの状況を、できるだけ早く訴訟手続きを促進するための適切な措置が講じられるようにするため、統治部(Sala de Gobierno:前掲)の長と関連裁判所対応主任検察官に通知する。これらのために、訴訟手続きの取扱いは他のすべてに関して優先を享受する。

(本条の最終改訂。2015年)

第504条の2 (廃止)

第504条の2の2 (廃止)

第505条 ① 被逮捕者が、刑事訴訟事件を審理すべき予審裁判官または裁判所の処分の下に置かれた場合、(予審)裁判官または裁判所は、保釈金なしの仮釈放を命令する場合を除き、聴聞会(audiencia)を召集する。この聴聞会で、検察庁または私人訴追人は、被逮捕者または被告人に対して仮拘禁、または、保釈金付き仮釈放を命じるよう請求できる。

本法第4編第3章に規定される訴訟手続きの場合、聴聞会がすでに開催された場合を除き、この取扱いは第798条の規定に従って審理される。

- ② 前段に規定される聴聞会は、被逮捕者が司法の処分に置かれたときから 72 時間以内にできるだけ早く開催されなければならず、そして、それには被捜査者または被疑者(これらは、自ら選んだ、または、職権で任命された弁護士の支援を受けなければならない)、検察官および他の関係者が呼び出される。また、聴聞会は、必要に応じて、逮捕されていない被捜査者また被告人の仮拘禁または保釈金付き仮釈放を求めるため、また、命じるためにも開かれなければならない。
- ③ 聴聞会において、検察官またはなんらかの私人訴追人が、被捜査者また被告人を仮拘禁するか、保釈金付き仮釈放する命令を要求した場合、出廷者は、自己の主張を展開でき、また、即時または前項に示される72時間以内に取り調べできる証拠方法を提出できる。

被捜査者また被疑者の弁護士は、いずれにしても、被捜査者また被疑者の自由剥奪に異議を唱えるために不可欠な訴訟手続きのデータにアクセスできる。

- ④ (予審)裁判官または裁判所は、(仮)拘禁または保釈金の賦課の適否について判断する。いずれの当事者もそれらを要求しない場合、必然的に逮捕されている被捜査者また被疑者の即時釈放を取り決める。
- ⑤ 何らかの理由で聴聞会を開催できない場合、(予審)裁判官または裁判所は、第503条の規定が満たされる場合には仮拘禁を、または、保釈金付き仮釈放を取り決めることができる。それにも関わらず、その後72時間以内に、(予審)裁判官または裁判所は、最初の聴聞会不開催により生じた措置を採用して、新たな聴聞会を招集する。
- ⑥ 被逮捕者が、事件を審理する、または、審理すべき(予審)裁判官または裁判所以外の(予審)裁判官の処分に任された場合で、被逮捕者を72時間以内に前者の処分に任せることができない場合は、後者が前数項の規定に従って手続きする。しかしながら、訴訟事件の(管轄予審)裁判官または裁判所が訴訟手続き(書類)を受領すると、できるだけ早く弁護士の支援を受けた被捜査者または被疑者を聴取し、適切な裁定を下す。

(本条の最終改訂。2015年)

第506条 ① 被捜査者また被疑者の人身の扱いについて下される裁定は、(裁判官 / 裁判所)決定の形式を取る。仮拘禁を取り決める、または、それを延長する決定は、その措置がその採用を正当化する目的について必要かつ比例的であると考えら

れる根拠を表示する。

- ② 訴訟事件が秘密と宣言された場合、仮拘禁決定書には、秘密保持の目的で、通知されるべきコピーから省略されるべき(その決定の)事項が記載される。いずれにしても、責めを負わされる行為、および、第503条に規定される仮拘禁のどの目的の達成を意図したものかについての簡潔な説明を省略してはならない。予審の秘密保持が解除されると、命令の全文が直ちに被捜査者また被告人に通知される。
- ③ 被捜査者また被疑者の人身の扱いに関する決定は、その決定によりその安全が影響を受ける可能性がある犯罪の直接被害者に知らされる。

(本条の最終改訂。2015年)

- 第507条 ① 仮拘禁を命令、延長または拒否する決定、あるいは、被捜査者また被疑者の釈放を取り決める決定に対しては、第766条に規定される条件で控訴でき、これは優先的に処理される。仮拘禁決定に対する控訴は最長30日以内に裁定されなければならない。
- ② 前条第2項の規定により仮拘禁決定の全文が被捜査者また被告人に通知されなかったときは、この者は、前項の規定に従って、その旨が通知されたとき、全文の決定に対して不服申立てできる。

(本条の最終改訂。2015年)

- 第508条 ① 病気のため、拘禁が被捜査者また被疑者の健康に重大な危険を伴う場合、(予審)裁判官または裁判所は、必要な監視措置を講じた上で、被捜査者また被疑者の自宅での仮拘禁を取り決めることができる。裁判官または裁判所は、必要な監視を条件として、病気の治療に必要な時間、その住居を離れることを許可できる。
- ② 被捜査者また被疑者が薬物の解毒またはリハビリテーション治療を受けており、仮拘禁がその治療の効果を妨げる可能性がある場合、仮拘禁を、治療を継続するために公的センターまたは法的に認められた施設への入所で代えることができる。ただし、その手続きの対象となる出来事は治療開始前に発生したものに限られる。入所の場合、被捜査者また被疑者は、措置を取り決めた裁判官または裁判所の許可なしにセンターを離れることはできない。

(本条の最終改訂。2015年)

- 第509条 ① 予審裁判官または裁判所は、次のいずれかの状況が発生した場合、例外的に理由付き裁定を通して、面会禁止逮捕または面会禁止拘禁を取り決めることができる:
- a) 人の生命、自由または身体を危険にさらす可能性のある重大な結果を防ぐ緊急 の必要性、または、
- b) 刑事訴訟手続きへの重大な侵害を防ぐために、予審裁判官による即時行動の緊 急の必要性。

- ② 面会禁止は、前項で言及されるリスクを防止することを目的とする手続きを緊急に講じるために厳密に必要な時間継続される。面会禁止は5日間を超えることはできない。第384条の2で言及される犯罪のいずれかに基づいて、または、2人以上の者が共同かつ組織的に犯したその他の犯罪に基づいて仮拘禁が取り決められた場合、面会禁止は5日を超えない範囲でさらに延長できる。
- ③ 面会禁止または必要に応じてその延長を取り決める決定は、この措置が採用された根拠を明示しなければならない。
- ④ 16 歳未満の者は、決して面会禁止拘留の対象となることはない。

(本条の最終改訂。2015年)

- 第510条 ① 面会禁止された者は、その者の存在が面会禁止の目的を歪めることがない場合には、相当な保全措置を講じて、この法律が(その者の)介入を認める手続きに立会いできる。
- ② 在監者は、(予審)裁判官または裁判所の判断により、面会禁止の目的を損なわない場合、自らが調達する手回り品を持つことが認められる。
- ③ 在監者はいかなる通信を行ったり受信したりすることはできない。それにも関わらず、裁判官または裁判所は、面会禁止の目的を損なわない通信を許可し、必要に応じて適切な措置を採用する。
- ④ 面会禁止に服する在監者は、そう申し立てる場合、事件を審理する管轄の裁判官または裁判所により指定される第二の法廷医による検査を受ける権利を有する。

(本条の最終改訂。2003年)

第511条 ① 仮拘禁決定を実行するために2個の命令が発行される。1つは、場合に応じて、仮拘禁決定を執行すべき司法警察または司法警察官に、もう1つは在監者を受け入れる施設の長に発行される。

命令書には被捜査者また被疑者の個人情報、訴訟の原因となった犯罪、および、仮 拘禁が面会禁止を伴うかどうかが記載される。

- ② 施設の長は、拘禁決定を受領しない場合、何人も在監者として受け入れない。
- ③ 在監者の釈放を取り決める決定が下されると、直ちに施設の長に命令が出される。

(本条の最終改訂。2015年)

第512条 容疑者が自宅で発見されず、所在が不明の場合、(予審)裁判官は、容疑者が居ると疑う理由がある管轄区域の予審裁判官に送付される捜索令状 (requisitorios)で容疑者を探索するよう取り決め、裁判所書記官は、適宜な令状を発行する。いずれにしても、これらは(国の)官報および関連する自治州の官報に掲載され、また、認証されたコピーが、公示の形式で、訴訟を審理する裁判所の司法事務局および要請された予審裁判官の司法事務局に置かれる。

(本条の最終改訂。2009年)

第513条 捜索令状には、不出廷被疑者の氏名、役職、職業、技能(わかっている場合)およびそれで(人的に)特定することができる特徴、それで起訴される犯罪、発見されると想定される地域、連行されるべき拘置所が記載される。

第514条 捜索令状の原本とそれが掲載された各新聞の一部が事件記録に添付される。

第515条 不出廷被疑者の拘禁を取り決めた(予審)裁判官または裁判所、および、 捜索令状が送付された予審裁判官は、第513条に記載される状況を、それぞれの管 轄区域の当局および司法警察官に周知する。

第516条 (予審)裁判官は、捜索令状による捜索を取り決める裁定の中に、被捜索者が発見される場合、その人身の扱いについて裁定できるために必要な訴訟事件の特徴事項を示す。司法裁定とその特徴事項が裁判所書記官によって公証謄本化されると、それらは当番裁判所(*Juzgado de Guardia)に送られる、または、その目的のために存在するコンピューターシステムに記録される。

(訳者注: Juzgado de Guardia (当番裁判所)とは、市民援護サービス (servicio de guardia)を週7日24時間提供して、市民の緊急の事案・訴訟に対応する裁判所である。予審裁判所が輪番で当該裁判所の役割を果たしている。)

(本条の最終改訂。2009年)

第517条 第505条第6項の規定を害しないで、被捜索者がある当番裁判所に現れると、(当直)裁判官は、(自身で、その人身の扱いについて)裁定するために必要な場合、捜索令状を発行した司法機関の支援を、または、それがない場合には、この裁判区で最後に当直であった司法機関の援助を、前条で言及される文書化と情報を(その当番裁判所に)提供するようにする目的で、要請できる

(本条の最終改訂。2009年)

第518条 (仮)拘禁または釈放を命じる、あるいは、拒否する決定は、移審効(*efecto devoltivo)を伴ってのみ控訴できる。

(訳者注:efecto devoltivo (移審効)とは、異議申し立てられた (裁判官/裁判所)裁定の事案の審理を上級裁判所に割り当てるときの不服申立てが持つ効果である。)

(本条の最終改訂。2003年)

第519条 すべての仮拘禁手続きは別個の事案として審理される。

第4節 弁護権の行使、弁護士の援助、被逮捕者および在監者の処遇。

第520条 ① 逮捕および仮拘禁は、被逮捕者または在監者の人身、名誉および財産に対する害を小さくする方法で行われなければならない。この措置を取り決める者および措置の実施を、また、その後の移送を担当する者は、報道(información)の自由に対する基本的権利に関連して、名誉、プライバシーおよびイメージに関する憲法上の権利を保護する。

予防拘禁(detención preventiva)は、事実を明らかにする捜査実施のために厳密に必要な時間を超えることはできない。被逮捕者は、本法に定められた時間内に、いずれにしても、最長 72 時間以内に釈放されるか、司法当局の処分に置かなければならない。

(警察の) 調書には、逮捕した、司法当局の処分に置いた、または、場合によって、 釈放された場所と時間が反映されなければならない。

- ② すべての被逮捕者または在監者は、責めを帰される行為および自由剥奪の理由、また、それらの者を支援する権利、特に次の権利ついて、理解できる言語で、直ちに、簡易な理解できる言葉で書面で知らされる:
- a) 望まない場合には供述しないで黙秘する権利、出された質問の一部に答えない 権利、または、裁判官に対してのみ供述することを表明する権利。
- b) 自分自身に不利な供述をしない権利、および、有罪であると自白しない権利。
- c) 第 527 条第 1 項 a) 号の規定を害しないで弁護士を指定する権利、また、不当な遅滞なく弁護士から助言を受ける権利。地理的距離により弁護士の支援が直ちにできない場合には、被逮捕者は電話またはビデオ会議システムにより弁護士と通信できる。ただし、当該通信が不可能な場合を除く。
- d) 逮捕または自由剥奪の合法性に異議を申し立てるために不可欠な(訴訟)手続きにアクセスする権利。
- e) 不当な遅滞なく、家族またはその(被逮捕)者が望む者に、自分の自由剥奪および拘留されている場所を知らせる権利。外国人は、前述の状況を自国の領事館に通知する権利を有する。
- f) 不当な遅滞なく、自らが選んだ第三者と電話で通信する権利。この通信は、警察官、または、場合によって裁判官または検察官が指定する公務員の立会いの下で行われる。ただし、第527条の規定を害しない。
- g) 自国の領事当局に訪問される、それと通信する、および、書簡を交わす権利。
- h) 外国人がスペイン語または当該訴訟行為の公用語を理解しない、または、話せない場合、または、聴覚障害者、また、言語障害のあるその他の者の場合、無料で通訳の援助を受ける権利。
- i) 法廷医またはその法的代替者による健康診断を受ける権利、また、これがいない場合には、法廷医が存する施設の医師、または、国家またはその他の公的機関の管轄下にあるその他の医師による検査を受ける権利。
- j) 無料の法律扶助を要求する権利、それをなすための手続きおよびそれを取得するための条件を知らされる権利。

さらに、司法当局の処分に置かれるまでの逮捕の法的最長期間、および、逮捕の合

法性に異議を申し立てる手続きについて通知される。

被逮捕者が理解できる言語で諸権利の教示がなされなかった場合は、可能な限り速 やかに通訳を介してその者の諸権利が知らされる。この場合、理解できる言語で諸 権利が表示された書面を、その後また不当な遅滞なく、その者に渡されなければな らない。

いずれにしても、被逮捕者は、拘留の間その権利表示書を保管することが許される。

- ②の2 前項で言及される情報は名宛人が理解できアクセス可能な言語で提供される。この目的のために、情報は、名宛人の年齢、成熟度、障害、および(名宛人に)提供される情報の到達範囲を理解するための能力を制限する可能性のあるその他の個人的状況に応じて調整される。
- ③ 被逮捕者が外国人の場合、その国の領事にその逮捕の事実および拘留場所が通知され、被逮捕者には領事当局との通信が許可される。被逮捕者が2つ以上の国籍を持っている場合、被逮捕者は、自分が自由剝奪されたことをどの領事当局に通知するか、また、誰と連絡を取りたいかを選択できる。
- ④ 未成年者の場合、検察庁の未成年者部(Secciones de Menores)の処分に置かれ、 未成年であることが確認され次第、その者の親権、後見権または事実上の監護権を 行使する者に拘留の事実と場所が通知される。

未成年者の親権、後見権または事実上の監護権を行使する者と利益相反がある場合、 裁判所選任弁護人(*defensor judicial)が任命され、拘留の事実と場所が通知され る。

被逮捕者が裁判上の能力を欠いている場合、本条第2項に規定された情報は、後見権または事実上の監護権を行使する者に通知され、その旨が検察庁に報告される。

未成年者または裁判上の能力を欠いている被逮捕者が外国人の場合、逮捕は職権によりその国の領事に通知される。

(訳者注: defensor judicial (裁判所選任弁護人) とは、裁判官が、未成年者または障害者の利益の代理および弁護のために任命する自然人または法人である。これは後見人または保佐人とは異なる、また、裁判所のコントロールおよび監視下で業務を行う。)

⑤ 被逮捕者は自由に弁護士を指定でき、指定しない場合には当番弁護士の支援を受ける。当局や警察官は、その権利を通知する以外には、指定されるべき弁護士についていかなる推奨も行わない。

被逮捕者を拘留している当局は、被逮捕者が指定した弁護士の名前を、その弁護士の居場所を知り、専門的委託を伝達するため、弁護士会にただちに通知する、または、場合によって、当番弁護士の任命要請を通知する。

被逮捕者が弁護士を指定しなかった場合、または、弁護士が委託を拒否した場合、あるいは、弁護士が見つからなかった場合、弁護士会は直ちに職権で当番弁護士を任命する。

任命された弁護士は、委託の受任から最大3時間の内にできるだけ急いで拘置所に 出向く。この時間内に出向かない場合、弁護士会は職権で新たな当番弁護士を任命 し、その弁護士は指定された時間内にできるだけ早く出向かなければならない。た だし、出向かない者が陥る懲戒処分の要求を害しない。

- ⑥ 弁護士の支援は以下のもので構成される:
- a) 場合によって、被逮捕者または在監者に第2項に規定する権利を知らせるよう、 また、必要に応じて(同項の)i)に示される健康診断を手続きするよう要求する。
- b) 被逮捕者の供述手続き、被逮捕者を対象とする面通し手続き、および、被逮捕者が参加する事件の再現手続きに介入する。弁護士は、自らが介入した手続きを実行した裁判官または公務員に対し、手続きが終了すると、都合が良いと考える事項の陳述または追加を、また、その(手続き)実施中に起こった可能性のあるあらゆる出来事の調書への記載を要求できる。
- c) 被逮捕者に要求される手続き実施への(被逮捕者の)同意の諾否の(結果の) 重要性を被逮捕者に知らせる。

被拘留者が、DNAから得られる身元確認に関する警察データベースを規制する2007年10月8日の組織法10/2007の規定に従う頬綿棒によるサンプルの収集に反対した場合、司法警察または検察庁の要請により、予審裁判官は、最小限の強制手段に訴えることにより、この措置の強制執行を科すことができる。この際、当該手段は事件の状況に比例して、被逮捕者の尊厳を尊重するものでなければならない。

- d) 警察、検察官または司法当局に供述する前を含めて、秘密裡に被逮捕者と面談する。ただし、第527条の規定を害しない。
- ⑦ 被捜査者または被疑者とその弁護士との間の通信は、第 118 条第 4 項に規定されるのと同じ条件で、また、同じ例外を持って、秘密の性格を有する。
- ⑧ それにもかかわらず、被逮捕者または在監者は、交通安全に対する犯罪として 専ら分類される(犯罪)行為で逮捕された場合、弁護士の強制的支援を放棄できる。 ただし、当該権利の内容および放棄の結果について平易でわかりやすい言葉で十分 かつ明確な情報が提供される場合に限る。被逮捕者はいつでもその放棄を撤回でき る。

(本条の最終改訂。2015年)

第520条の2 ① 第384条の2で言及される犯罪のなんらかの容疑者として逮捕された者は、逮捕後72時間以内に管轄(予審)裁判官の処分に置かれる。ただし、逮捕後最初の48時間以内に理由付き通知を通して延長が要求され、24時間以内に裁判官が許可する場合、(司法警察での)拘留は捜査に必要な時間さらに最大48時間まで延長できる。延長の承認と拒否はいずれも理由付き裁定でなされる。

- ② 前項に規定された理由で人が逮捕された場合、裁判官にその者の面会禁止を命じるよう請求できる、裁判官は24時間以内に理由付き裁定でそのことについて決定を下さなければならない。面会禁止が要求されると、被逮捕者は、いずれにしても、裁判官が関連の裁定を下すまで、面会禁止状態に保たれる。ただし、その者を支援する防御の権利および第520条および第527条に規定されることを害しない。
- ③ 拘留中、裁判官はいつでも情報を要求できる、また、個人的に、または、被逮捕者が居る裁判区または地域の予審裁判官に委託して、被逮捕者の状況を知ることができる。

第520条の3 1985年7月1日の法律6/1985司法機関組織法第23条第4項d)号に該当する犯罪を犯した疑いにより海域で逮捕された者には、本節で認められる権利が、逮捕が行われた船舶または航空機に存在する人的および物的手段に(当該権利が)両立する限り、適用される。その際は、できるだけ早期に72時間を越えることなく、釈放するか、管轄の司法当局の処分に任せるかしなければならない。司法当局の処分に任せることは、距離やその隔離状態のため前述の時間内に被逮捕者を司法当局に物理的に連行することができない場合、船または航空機で利用可能なインターネット手段を介して実施できる。

(本条の新設。2015年)

第521条 可能であれば、被逮捕者たちは互いに引き離される。

分離が不可能な場合、予審裁判官または裁判所は、異性の者や情報提供者(correos)が同じ監房に入らないようにし、若者および初犯者が高齢者および再犯者から隔離されるようにする。

この分離を行う際には、被逮捕者の教育レベル、年齢、責めを負わされる犯罪の性質が考慮される。

第522条 すべての被逮捕者および在監者は、その安全または予審の機密性を損な わない条件で、逮捕の目的および拘留される施設の制度に両立する生活に便利な品 物または娯楽品を自己の費用で購入できる。

第523条 被逮捕者または在監者が、自分の宗教の牧師、医師、利害関係のあるその親族または人物、あるいは、助言を与える可能性のある者との面会を希望する場合、予審の秘密保持と成功に影響を与えない場合には、面会は刑務所規則に規定される条件の下で許可されなければならない。弁護人との会話は、会話している間は、妨げることはできない。

第524条 予審裁判官は、予審の成功を妨げない場合、被逮捕者または在監者が使用できる連絡・通信手段を許可する。

しかし、被逮捕者や在監者が司法秩序の上位官吏に手紙を書く自由を決して否定してはならない。

第525条 不服従、暴力または反乱の場合、あるいは、逃亡を試みたり逃亡の準備をした場合を除き、被逮捕者または在監者に対する特別な保安措置は採用されない。 この措置は一時的なものでなければならず、厳密に必要な期間のみ継続される。

第526条 予審裁判官は、週に一度、事前の予告なしに特定の日でなく、検察庁の職員を伴って、その地域の刑務所を訪問する。この(検察庁)職員は、関連する県

控訴院対応検察官からその目的で委任された都市検察官(Fiscal municipal:前掲)である場合もある;この(合議船)裁判所が存在する場所では、その長または刑事裁判部の長および一人の上級裁判官が、検察庁職員と共に、また、予審裁判官の支援を得て訪問する。

訪問中に、それらの者は在監者または被逮捕者の状況をすべて把握し、感知した(職権)濫用を是正するためにその権限の範囲内で措置を講じる。

第527条 ① 第509条の場合で、事件の状況が正当化する場合、被逮捕者または 在監者から以下の権利を剥奪することができる:

- a) その者と親密な弁護士を指定する権利。
- b) 司法当局、検察庁および法廷医を除いて、(被逮捕者または在監者が) 通信する 権利を持つところの者全員または一部と通信する権利。
- c) 自分の弁護士と秘密裏に面談する権利。
- d) 逮捕の合法性に異議を申し立てるために必要な基本的要件を除き、本人または その弁護士が訴訟記録にアクセスする権利。
- ② 前項の面会禁止または他の権利の制限は、(裁判官)決定によって取り決められる。権利制限が司法警察または検察庁から請求された場合、請求された第1項規定の措置は、最長24時間の期間で取り決められたものとみなされる、その時間内で(予審)裁判官はその請求について、また、訴訟記録の秘密性を取り決めることの適切性について判断を下さなければならない。被逮捕者または在監者に対する面会禁止および前項で言及される例外のなんらかの適用は、第509条の規定に従って、一般制度に対する各例外の採用を正当化する理由に基づくべき(裁判官)決定によって取り決められる。

裁判官は面会禁止が行われる条件を効果的に管理する。このために被逮捕者または在監者の状態を確認し、それらの者の権利を尊重するための情報を要求できる。

② 通信する権利があるところの者全員または一部と通信する権利を制限された被逮捕者または在監者の医師のチェックは、医師の基準に従って、24 時間ごとに少なくとも 2 回の頻度で実施される。

(本条の最終改訂。2015年)